

○金融庁告示第一号

アトラ・デヴィウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィが保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第一百五号）第二十條第二項及び第二百七十三條第一項第一号の規定により、同社の同法第八十五條第一項の免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四條第四号の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月四日

金融庁長官 森 信親